

「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）」傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20名以内とする。ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。
傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とする。
- 2 傍聴の決定は先着順とする。
- 3 傍聴の申込みに際しては、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出ることとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
 - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
 - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 6 傍聴人が前記5の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 7 Web会議では、傍聴人が前記5の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができる。
- 8 傍聴人は主催者の指示に従わなければならない。

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁宗谷教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は20名以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とします。
- 2 傍聴を申し込む際には、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 前号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 4 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
 - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めない場合があります。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させる場合があります。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。